

# 参 考 資 料

令和 2 年 5 月

市議会臨時会 (第 3 回)

# 目 次

	内 容	頁
議案第 39 号関係	寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正	1
議案第 40 号関係	寝屋川市国民健康保険条例及び寝屋川市介護保険条例の一部改正	4

(議案第 39 号関係)

## 寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に 関する条例の一部改正

### 1 改正理由

新型コロナウイルス感染症対策に係る業務に従事した職員の防疫等業務従事手当についての特例を定めるため、本条例の一部を改正する。

〔国の人事院規則に準じた改正を行う。〕

### 2 改正内容

#### (1) 防疫等業務従事手当の支給対象職員及び支給額の特例（附則第3項関係）

新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務に従事した職員には、当該業務に従事した日1日につき3,000円を、防疫等業務従事手当として支給する。

※ 対象となる具体的な業務

- ① 新型コロナウイルス感染症の患者等(患者及び疑いのある者)の医療機関等への移送
- ② 患者等への対面調査
- ③ PCR検査のための検体の採取

※ 現行の防疫等業務従事手当の支給額 = 日額290円

#### (2) 附則

施行期日を公布の日とし、改正後の規定は令和2年2月1日から適用する。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

# 寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例

No.1

改正案	現行
<p>附則 (施行期日等)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)</u>から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務に従事した職員には、市長の定めるところにより、当該業務に従事した日1日につき3,000円を、防疫等業務従事手当として支給する。この場合においては、第3条及び別表の規定は、適用しない。</p> <p>附則 (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)附則第3項の規定は、令和2年2月1日から適用する。 (防疫等業務従事手当の内払)</p> <p>2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正後の条例附則第3項に規定する業務に従事した職員に対し、この条例による改正前の寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当</p>	<p>附則</p> <p>1・2 (略)</p>

改正案	現行
に関する条例第3条及び別表の規定に基づいて支給された防疫等業務従事手当は、改正後の条例附則第3項の規定による防疫等業務従事手当の内払とみなす。	

(議案第 40 号関係)

## 寝屋川市国民健康保険条例及び寝屋川市 介護保険条例の一部改正

### 1 改正理由

新型コロナウイルス感染症の影響の緩和を図るため、国民健康保険及び介護保険の保険料の減免に係る特例を定めるため、本条例等の一部を改正する。

〔国の当該減免に対する財政支援の基準に即した改正を行う。〕

### 2 改正内容

#### (1) 『寝屋川市国民健康保険条例』の一部改正〔第1条〕

保険料の減免の特例（附則第33項関係）

市長は、新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者について収入の減少等の事実がある者に対し、国民健康保険の保険料を減免することができることとする。

#### (2) 『寝屋川市介護保険条例』の一部改正〔第2条〕

保険料の減免の特例（附則第11条関係）

市長は、新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者について収入の減少等の事実がある者に対し、介護保険の第1号被保険者の保険料を減免することができることとする。

#### (3) 附則

施行期日を公布の日とし、改正後の規定は令和2年2月1日から適用する。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

【参考】

国民健康保険及び介護保険の保険料の減免の基準（概要）

〔国の当該減免に対する財政支援の基準(概要)〕

1 減免の対象となる保険料

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が到来する令和元年度・令和2年度分の保険料

2 減免の対象となる世帯(国民健康保険料)・第1号被保険者(介護保険料)

(1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な状態になった場合

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等(事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入)の減少が見込まれる場合で、次の全ての要件に該当するとき。

ア 事業収入等のいずれかの減少額が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

ウ 主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。(国民健康保険料に限る。)

3 減免の額

(1) 2(1)の場合 免除

(2) 2(2)の場合

国民健康保険料

前年の合計所得金額	減免の割合
300万円以下であるとき	対象保険料額の全部
400万円以下であるとき	対象保険料額の10分の8
550万円以下であるとき	対象保険料額の10分の6
750万円以下であるとき	対象保険料額の10分の4
1,000万円以下であるとき	対象保険料額の10分の2

※ 事業等の廃止や失業の場合＝対象保険料額の全部

\* 対象保険料額＝A×B／C

A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額

B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

C：主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

介護保険料

前年の合計所得金額	減免の割合
200万円以下であるとき	対象保険料額の全部
200万円を超えるとき	対象保険料額の10分の8

※ 事業等の廃止や失業の場合＝対象保険料額の全部

\* 対象保険料額＝A×B／C

A：当該第1号被保険者の保険料額

B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

C：主たる生計維持者の前年の合計所得金額

# 寝屋川市国民健康保険条例及び寝屋川市介護保険条例の一部改正

No. 1

## 1 寝屋川市国民健康保険条例（第 1 条関係）

改 正 案	現 行
<p>附 則 1～32（略） （保険料の減免の特例）</p> <p>33 市長は、<u>新型コロナウイルス感染症（第 11 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者について収入の減少であつて市長が定める事実があつたことその他これに類する事実がある者に対し、保険料（普通徴収の方法により徴収する保険料にあつては納期の末日が、特別徴収の方法により徴収する保険料にあつては特別徴収対象年金給付（法第 76 条の 4 において準用する介護保険法第 135 条第 6 項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。）の支払日が、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間にある保険料に限るものとし、規則で定める保険料を除く。）を減免することができる。</u>この場合において、<u>当該保険料の減免を受けようとする者は、市長が定める日までに、第 30 条第 2 項の規定の例によりその申請をしなければならぬ。</u></p>	<p>附 則 1～32（略）</p>



## 2 寝屋川市介護保険条例（第2条関係）

改正案	現行
<p>附則 第1条～第10条（略） （保険料の減免の特例）</p> <p>第11条 市長は、<u>新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者について収入の減少であって市長が定める事実があったことその他これに類する事実がある者に対し、第1号被保険者の保険料（普通徴収の方法により徴収する保険料）については納期の末日が、特別徴収の方法により徴収する保険料については特別徴収対象年金給付（法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。）の支払日が、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間にある保険料に限るものとし、規則で定める保険料を除く。）を減免することができる。この場合において、当該保険料の減免を受けようとする者は、市長が定める日までに、<u>第12条第2項の規定の例によりその申請をしなければならない。</u></u></p>	<p>附則 第1条～第10条（略）</p>

## 附則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の寝屋川市国民健康保険条例附則第33項の規定及び第2条の規定による改正後の寝屋川市介護保険条例附則第11条の規定は、令和2年2月1日から適用する。